

| | |
|---------|----------|
| 地域指定年度 | 平成 18 年度 |
| 計画策定年度 | 平成 18 年度 |
| 計画見直し年度 | 平成 25 年度 |
| | |
| | |

霧島農業振興地域整備計画書

平成26年1月

鹿児島県霧島市

| | | |
|----|---|--------|
| 第1 | 農用地利用計画 | - 1 - |
| 1 | 土地利用区分の方向 | - 1 - |
| | (1) 土地利用の方向 | - 1 - |
| | (2) 農業上の土地利用の方向 | - 2 - |
| 2 | 農用地利用計画 | - 7 - |
| 第2 | 農業生産基盤の整備開発計画 | - 8 - |
| 1 | 農業生産基盤の整備及び開発の方向 | - 8 - |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画 | - 11 - |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | - 11 - |
| 4 | 他事業との関連 | - 11 - |
| 第3 | 農用地等の保全計画 | - 12 - |
| 1 | 農用地等の保全の方向 | - 12 - |
| 2 | 農用地等保全整備計画 | - 12 - |
| 3 | 農用地等の保全のための活動 | - 13 - |
| 4 | 森林の整備その他の林業の振興との関連 | - 13 - |
| 第4 | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 | - 14 - |
| 1 | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | - 14 - |
| | (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | - 14 - |
| | (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | - 15 - |
| 2 | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 | - 16 - |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | - 16 - |
| 第5 | 農業近代化施設の整備計画 | - 17 - |
| 1 | 農業近代化施設の整備の方向 | - 17 - |
| 2 | 農業近代化施設整備計画 | - 18 - |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | - 18 - |
| 第6 | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 | - 19 - |
| 1 | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 | - 19 - |
| 2 | 農業就業者育成確保施設整備計画 | - 19 - |
| 3 | 農業を担うべき者のための支援の活動 | - 19 - |
| 4 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | - 19 - |
| 第7 | 農業従事者の安定的な就業の促進計画 | - 20 - |
| 1 | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | - 20 - |
| 2 | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | - 20 - |
| 3 | 農業従事者就業促進施設 | - 20 - |
| 4 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | - 20 - |
| 第8 | 生活環境施設の整備計画 | - 21 - |
| 1 | 生活環境施設の整備の目標 | - 21 - |
| 2 | 生活環境施設整備計画 | - 22 - |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | - 22 - |
| 4 | その他の施設の整備に係る事業との関連 | - 22 - |

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、南九州及び鹿児島県本土のほぼ中心部に位置し、北部には国立公園である風光明媚な霧島連山、南部には豊かで広大な平野を有し、波静かな錦江湾に接し雄大な桜島を望む位置にある。また、霧島山系から、平野部を経て錦江湾まで流れる天降川、その流域に田園が広がる自然豊かな地域であり、その立地条件を生かして多様な農業が営まれている。

気候は温暖多雨であり農作物の生育に適している一方、梅雨や台風時には平野部・山間部いずれも災害が発生しやすい気候・環境でもある。

土地利用の状況は、総面積 60,368ha 中、農業振興地域は大規模な森林地域や都市計画用途地域等を除いた 46,666ha で全体の 77.3%、農用地は全体の 11.9%にあたる 7,182ha である。

本市の人口は約 128,000 人で、平成 29 年度の推計人口は約 130,000 人を想定しており、人口規模に応じた都市機能の充実が図られつつある。人口規模に応じた都市化の進展により農地から宅地等への転換が進むものと考え、農用地区域として設定した農用地等では今後も農業基盤整備等を推進し、優良農用地の確保と高度利用を図る。

なお、市街地に隣接する農用地は、周辺部の都市的土地利用等との整合性と自然環境との調和を十分考慮したうえで、営農活動に支障をきたさない範囲で都市地域との調整を図る。

単位:ha、%

| 区分 年次 | 農用地 | | 農業用施設用地 | | 森林・原野 | | 住宅地 | | 工場用地 | | その他 | | 計 | |
|-----------|-------|------|---------|-----|----------------|---------------|-------|-----|------|-----|-------|------|--------|-------|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在(H. 25) | 7,182 | 15.4 | 120 | 0.3 | 31,319 (40) | 67.1 (0.1) | 1,930 | 4.1 | 187 | 0.4 | 5,928 | 12.7 | 46,666 | 100.0 |
| 目標(H. 35) | 7,137 | 15.3 | 130 | 0.3 | 31,310 (40) | 67.1 (0.1) | 1,970 | 4.2 | 190 | 0.4 | 5,929 | 12.7 | 46,666 | 100.0 |
| 増減 | △ 45 | | 10 | | △ 9 (0) | | 40 | | 3 | | 1 | | 0 | |

(注) ()内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 7,182ha のうち、a～cに該当する農用地約 4,945ha について農用地区域を設定する方針である。

a 集团的に存在する農用地

1,643ha

b 土地改良事業又はこれらに準ずる事業(防災事業を除く。)の施行に係る区域内にある土地

1,213ha

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

2,089ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設等の用に供される土地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について農用地区域を設定する。

| 農業用施設の名称 | 位置(集落名) | 面積(ha) | 農業用施設の種類 |
|----------|--------------|--------|-----------------------|
| 畜舎 | 牧園 B-3 (聖原) | 2.6 | 牛舎(肥育センター及び排泄物堆肥加工施設) |
| | 隼人 A-35 (春山) | 4.7 | 豚舎 |

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地区域面積は5,054.8haで、田2,233.4ha、畑1,862.6ha、樹園地703.4ha、採草放牧地146.2ha、農業用施設用地109.2haである。

上場地域(溝辺、横川、牧園、霧島、福山)は夏場における冷涼な気象条件を生かした夏秋露地野菜などの畑作と水稲、茶及び畜産を主体とした農業が行われている。これらの基幹産業を推進しながら、土地利用型農業のほか、施設園芸(野菜・果樹・花き)等において、収益性の高い作目・作型を担い手農家を中心に導入し、生産性の高い農業を確立する。

下場地域(国分、隼人)は、水稲中心に温暖な気候を生かした温州みかんや葉たばこ、施設園芸等を基幹に多種多様な農業が行われている。水稲を基幹産業とした土地利用型農業のほか施設・露地園芸において、収益性の高い作目・作型を担い手農家を中心に導入し、生産性の高い農業を確立する。

現況:平成25年度 将来:平成35年度

単位:ha

| 区分 | 農地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧林地 | | | 農業用施設用地 | | | 合計 | | | 森林・原野等 現況 |
|-----|-------|-----|----|-------|----|----|------|----|----|---------|----|----|-------|-------|----|--------------|
| | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | |
| 地名 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 |
| 国分A | 494 | 492 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 2 | 2 | - | 496 | 494 | - | 0 |
| 国分B | 356 | 356 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 15 | 15 | - | 371 | 371 | - | 0 |
| 国分C | 150 | 150 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 4 | 4 | - | 154 | 154 | - | 0 |
| 計 | 1,000 | 998 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 21 | 21 | - | 1,021 | 1,019 | - | 0 |
| 溝辺A | 435 | 435 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 9 | 9 | - | 444 | 444 | - | 0 |
| 溝辺B | 357 | 357 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 6 | 6 | - | 363 | 363 | - | 0 |
| 計 | 792 | 792 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 15 | 15 | - | 807 | 807 | - | 0 |
| 横川A | 302 | 302 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 5 | 5 | - | 307 | 307 | - | 0 |
| 横川B | 90 | 90 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 90 | 90 | - | 0 |
| 横川C | 68 | 68 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 2 | 2 | - | 70 | 70 | - | 0 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|-------|---|-----|-----|---|---|---|---|-----|-----|---|-------|-------|---|---|
| 計 | 460 | 460 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 7 | 7 | — | 467 | 467 | — | 0 |
| 牧園A | 410 | 410 | — | 95 | 95 | — | 0 | 0 | — | 8 | 8 | — | 513 | 513 | — | 0 |
| 牧園B | 240 | 240 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 11 | 11 | — | 251 | 251 | — | 0 |
| 計 | 650 | 650 | — | 95 | 95 | — | 0 | 0 | — | 19 | 19 | — | 764 | 764 | — | 0 |
| 霧島A | 215 | 215 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 2 | 2 | — | 217 | 217 | — | 0 |
| 霧島B | 158 | 158 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 4 | 4 | — | 162 | 162 | — | 0 |
| 計 | 373 | 373 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 6 | 6 | — | 379 | 379 | — | 0 |
| 隼人A | 286 | 286 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 16 | 16 | — | 302 | 302 | — | 0 |
| 隼人B | 30 | 30 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 30 | 30 | — | 0 |
| 隼人C | 386 | 385 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 1 | 1 | — | 387 | 386 | — | 0 |
| 計 | 702 | 701 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 17 | 17 | — | 719 | 718 | — | 0 |
| 福山A | 37 | 37 | — | 39 | 39 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 76 | 76 | — | 0 |
| 福山B | 415 | 415 | — | 13 | 13 | — | 0 | 0 | — | 14 | 14 | — | 442 | 442 | — | 0 |
| 福山C | 373 | 373 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 10 | 10 | — | 383 | 383 | — | 0 |
| 計 | 825 | 825 | — | 52 | 52 | — | 0 | 0 | — | 24 | 24 | — | 901 | 901 | — | 0 |
| 合計 | 4,802 | 4,799 | — | 147 | 147 | 0 | 0 | 0 | — | 109 | 109 | 0 | 5,058 | 5,057 | — | 0 |

(注)横川B地区、福山Aにおける農業用施設用地及び福山C地区における採草放牧地は面積が小さいため“0”で表示

イ 用途区分の構想

(ア) 国分下場地区(以下「国分A地区」という。)

本地区は国分地区の南西部に位置し、海岸線に接する平野部であり、天降川水系及び検校川水系に属する農用地等 496.1ha は、県営ほ場整備事業及び県営かんがい排水事業等により基盤整備が進められており、そのほとんどが団地性 10ha 以上、傾斜度 1/500 程度で構成され、基盤整備がほぼ完了した優良平野水田地帯である。今後も田として用途区分し、普通米の他、加工用米や飼料用米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産振興を図る。

なお、特に市街地に隣接する農用地等については、本市における経済的・社会的状況の著しい変化が生じた場合、周辺部の都市的土地利用等との整合性と自然環境との調和を十分考慮したうえで、利用転換等によりその機能の高度化を図る。

(イ) 国分上場北部地区(以下「国分B地区」という。)

(春山, 須川原, 木原・平野原, 黒石・松ヶ野, 本戸, 川原, 白蔵, 田代)

本地区は、上場北部に位置する台地畑作地帯と山間部の小河川に沿った複数の水田の小団地から形成される 371.3ha の農業地域で 78.2%が畑(211.2ha)と樹園地(79.0ha)で占められているが、特に樹園地は国分地区の農用地域内に存在する樹園地の 98%にもおよび、茶、果樹の産地を形成している。

また、当該地区の特徴として、畜舎及び製茶工場等の農業用施設も多く存在し、標高 200m～250mの冷涼な気候を生かし、今後も畑として用途区分し、茶・露地野菜・施設野菜・果樹及び畜産等地域の特徴に応じた農用地等の利用を進める。

(ウ) 国分上場南部地区(以下「国分C地区」という。)

(上野原, 上之段, 木場・丸尾・深迫, 平山, 塚脇)

本地区は、国分地区の南東部に位置する標高 250m～300mの台地畑作地帯と山間部の小河川に沿った複数の水田の小団地から形成される 154.3ha の農用地域で、普通畑が 50.8%

(78.5ha)を占める。上野原地区及び上之段地区以外の地区については、農村総合整備事業等による農道整備は行われているが、基盤整備等の面積整備は遅れている。今後、生産基盤の整備を図りつつ、露地野菜及び畜産等を主体とした地域の特徴を活かした農用地等の利用を進める。

(エ)溝辺有川、竹子、三縄地区(以下「溝辺A地区」という。)

本地区の水田は、有川、竹子、三縄地区の計 82ha について基盤整備が実施されている。今後も田として用途区分を行い、年次的な基盤整備の実施により、生産性の向上を図りながら土地の有効利用を図る。

畑については、そのほとんどが基盤整備済みであることから畑地として用途区分し、畜産、露地野菜、さつまいも、施設栽培(きく、ユリ)等を推進する。

茶については、既設園を中心に集団化を進め、良質茶、安心・安全なクリーンな茶の生産を推進することとし、北部の果樹園については観光農業が中心であるので、団地化、優良品種への増改植、新規作物導入、また、農道整備等も積極的に行うなど、観光農業地帯としての土地利用整備を推進する。

(オ)溝辺麓、崎森地区(以下「溝辺B地区」という。)

本地区は、典型的な畑作地帯であり、水田は台地間の山あいに沿う細長い山間迫田であり、全ての水田が未整備である。水田に対する関心度は低く、基盤整備も進まないと思われるが、今後も田として用途区分し、用排水路整備を進めながら土地の有効利用を図る。

畑は平地(台地)に富み、ほとんどが基盤整備済みである。茶、露地野菜を中心とした比較的大規模な畑作地帯であり、大別して樹園地と畑地に用途区分を行う。畑地については、現在露地野菜が中心である。今後は、畑かん事業の水利用による施設野菜や、収益性の高い新規作物の導入・普及を推進し、野菜団地として産地化を図る。

茶については、栽培技術の向上や既設園を中心に優良品種への増改植、また、さらなる集団化を進め、良品茶づくりと生産性向上を目指し、産地化確立を積極的に推進する。

本地区は、比較的大規模の大きい専業農家群と2種兼業農家群に大別できるので、農地の流動化を推進し、中核的農家への土地集積を行い規模拡大に努めるとともに、全地域的に有機質完熟堆肥の施用等による土づくりを推進し、土地の生産性の向上を図る。

(カ)横川上ノ地区(以下「横川A地区」という。)

本地区の農用地は 306.5ha であり、水田については、天降川水系に属する山ヶ野から小脇にかけての流域、紫尾田川水系に属する木浦から紫尾田にかけての流域、久留味川水系に属する野坂から床波にかけての流域と大別され、その約 70%について基盤整備が完了している。野坂、横伏敷、木浦、古城、正牟田、北園、紫尾田の集団化された水田では、ブロックローテーションまたは集団休耕を活用した里芋、白菜、キャベツ、飼料作物などの転作作物の作付けがなされているが、ほとんどの水田において、普通期水稻の生産が行われている。しかしながら、近年、鳥獣被害(特にイノシシ、シカ)の農作物への被害が甚大になってきており、耕作放棄地も増えつつある状況となっている。

よって水田については、鳥獣被害対策を講じながら現在の用途区分を確保し、冷涼な気候を活かした良質な米の生産を推進していくこととする。

畑については、古城の露地野菜地帯及び大住の茶が集团的農用地となっているが、それ以外は散在しており、面積も狭小であるため、農地の利用集積が進まない状況である。

野菜については、農業後継者及び新規参入者を確保しつつ、冷涼な気候を活かした夏秋露地野菜である胡瓜及び白菜の生産を振興し、環境に配慮した農業の定着を図る。

(キ)横川中ノ地区(以下「横川B地区」という。)

本地区の農用地は 90.6ha であり、そのほとんどが天降川水系に属する水田であって、集団化された畑は存在しない。

水田については、山ノ口、植村、黒葛原にそれぞれ20haほど集団化され基盤整備も完了しているが、それ以外は農地が点在し、基盤整備も進んでいない。ブロックローテーションは、黒葛原のみで実施されており、里芋、葉たばこ、飼料作物の生産が計画的な農地流動化により盛んに行われているが、ほとんどの水田で普通期水稻の生産が行われている。一方で、鳥獣による水稻への被害が拡大しており、集落ぐるみの鳥獣被害対策と侵入防止柵の設置を緊急的に進めていく必要がある。

よって、水田については、現在の用途区分を確保しつつ、担い手に優良農地を流動化し、適正な土地利用を図っていく。

(ク)横川下ノ地区(以下「横川C地区」という。)

本地区の農用地は 69.9ha であり、水田については馬渡川水系に属する馬渡から赤水にかけての流域と久留味川水系に属する二牟礼から岩穴にかけての流域に大別され、集団的な農地は概ね基盤整備が完了している。ブロックローテーションを実施している地区はなく、ほとんどの水田で普通期水稻が作付されているが、基盤整備を実施していない山間部の水田については耕作放棄または山林転用が進んでいる。

よって、水田については基盤整備地区を中心に現在の用途区分を確保していき、良質な米の生産振興を図っていく。

畑については、集団的農地は存在せず、基盤整備が行われた農地はごく一部である。

よって、現在、白菜、胡瓜の主要作物を作付している担い手農家へ優良農地の流動化を促進し、適正な土地利用を図っていく。

(ケ)牧園北地区(以下「牧園A地区」という。)

(万膳, 宿窪田, 三体堂, 高千穂)

- a 万膳川水系に属する平坦部の水田については基盤整備完了地区であり、今後は高度利用を推進し、万膳鏑河から湧水町境に広がる畑台地は茶園団地として既存園を中心に集団化と良質茶の生産拡大を推進する。また、採草放牧地を含む畑地は、山岳斜面に展開しているために整備は殆ど実施されていないが、ほ場間を結ぶ農道整備及び農地保全などは補助事業等を導入し整備を推進する。
- b 石坂川水系に属する流域川床から石坂に至る水田は基盤整備完了地区であり、今後は残り地区の整備を積極的に推進しながら水田の生産性向上と高度利用経営体系の確立を目指す。
- c 三体地区台地に展開する農用地は、全体的には茶園団地であり、茶園団地として集団的な利用促進を図る。

(コ)牧園南地区(以下「牧園B地区」という。)

(上中津川, 下中津川, 持松)

- a 中津川水系に属する上中津川板小屋地区から下中津川犬飼に至る水田については基盤整備完了地区であり、今後は高度利用経営体系の確立を目指す。
- b 霧島川水系に属する持松真方、炭床地区は基盤整備完了地区であり、残りの地区についても今後整備を積極的に推進する。また、市後柄、赤ハゲ地区は畜産が主体の地域であることから、今後も飼料畑や採草放牧地としての利用を進める。
- c 国道 223 号沿いの戸崎原、弓張木の台地に点在している茶園・畑地については、今後も農道整備等を図りながら優良農地として確保する。

- d 県道犬飼～霧島神宮停車場線に隣接し、大字下中津川、持松に広がる稼原台地は基盤整備がほとんど実施されていないが、国分・隼人地区への市場も近く条件に恵まれた団地であり露地野菜を中心に農業生産性の高い団地形成に努める。
- e 下中津川雷原地区台地は、畑地と茶園が混在しているが、茶園は集団的に集約され茶専門型営農が確立されつつあり、今後は担い手への土地利用集積を図りながら優良農用地として整備確保する。

(サ)霧島上場地区(以下「霧島A地区」という。)

本地区は、霧島山麓の裾野から、霧島川流域とその支流に沿って分布する農用地約 216ha である。前田地区等の基盤整備が終了し、水田基盤整備済み地区は約 60ha となっているが、まだ整備が遅れている地区もある。今後は基盤整備を推進し、優良農用地の拡大と確保を図る。

- a 国道 223 号沿線と主要地方道国分霧島線沿線の周囲に展開する農用地は、水稻に飼料作物、露地野菜等の組み合わせを中心とした農用地利用を促進する。
- b 馬揃原と中山田台地に展開する農用地は、相対的に畑が多いが、樹園地等の混在も随所に見られ、農業生産の合理化を阻害している。この分散している樹園地は、規模拡大による団地化の見込がなく、現状維持による農用地利用と生産性向上を図る。
- c 前田地区を中心とする基盤整備が終了した地区では、水田の集団化がなされており、今後の農地流動化や担い手農家への規模拡大が期待される。また、集落周辺に展開する他の地区の水田においても基盤整備の推進を図り、水田としての効率的な土地利用を進める。

(シ)霧島下場地区(以下「霧島B地区」という。)

本地区は、南西部の畑台地で、優良農用地と高度な土地利用がなされている。水田は山あいの迫田として、細長く形成された小規模な団地が多く分散している。土地基盤整備は遅れているが立地条件を生かした農地としての有効利用を進める。

- a 入水畑台地に展開する農用地は、小規模団地の樹園地(茶等)が散在しており、今後作目ごとの生産性向上を図り、農地の高度利用を促進する。
- b 主要地方道都城隼人線沿線は牧神原台地で普通畑、樹園地(茶、果樹)等混在した農用地である。畑地は露地野菜を中心とした農業生産であり、樹園地は、茶園が主で一部果樹園がある。それぞれの作目が随所に団地化され、生産性の向上が図られている。今後も、これらの農用地を高度利用し畑作農業の経営の安定化を図る。
- c 山あいの迫田として分布する農地は山間地に細長く形成されている。小規模団地と集落周辺に展開する水田は、比較的団地性に富み水稻と飼料作物等とを組み合わせた土地利用がされている。今後もこれらの優良農用地拡大確保を図り有効利用を促進する。

(ス)隼人上場地区(以下「隼人A地区」という。)

本地区は十三塚原、上野、春山といった台地部分の畑地と嘉例川沿いに細長く展開している水田に大別される。畑地部分の農用地は畑・樹園地(茶)が大部分を占め、標高 220～250m に位置し、傾斜度 1/300 程度の優良な農地である。十三塚原台地についてはほぼ場整備済みであり、肉用牛・酪農・茶・施設園芸・路地野菜等を中心に振興を図る。春山台地については、団体営普通農道整備事業の導入により、畑及び農業用施設用地として利用されている。

一方、水田については、基盤整備未整備地区が多いことから、今後積極的に整備を進め、転作等を促進しながら土地の有効利用を図る。

(セ) 隼人中間傾斜地区(以下「隼人B地区」という。)

石原及び朝日地区の農用地約 30ha は、上場台地と下場水田地帯の中間に位置する緩傾斜地帯で、温暖な気候と粘土質の肥沃な土壤に恵まれ、古くから主に果樹園芸が行われている。

土地基盤整備は 14.5ha 施行されているが、残りについても農道整備等が導入され生産基盤は一応整備されており、今後も農用地として確保する。

(ソ) 隼人下場地区(以下「隼人C地区」という。)

本地区は、天降川とその支流の霧島川の扇状地に開けた標高 0～50mに位置する平坦な地域であり、これまでにほとんどの地区で、ほ場整備・農道整備・排水対策事業が行われている優良水田地帯である。今後も田として用途区分し、主食用米を中心としながら、加工用米や飼料用米の新規需要米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産振興を図る。

(タ) 福山下場地区(以下「福山A地区」という。)

本地区は、国道 220 号沿いに果樹園を中心とする急傾斜地帯であり、田 2.7ha、畑 7.0ha、樹園地 27.1ha、採草放牧地 38.5ha である。今後とも棚田保全整備事業等により樹園地農道・排水路等の整備を実施し、農地としての効率的な利用を進める。

(チ) 福山福地福沢地区(以下「福山B地区」という。)

本地区は、丘陵地帯で福山地区の中で最も農業生産基盤の整備が進んでいる地区であり、田 115.6ha、畑 299.1ha、採草放牧地 13.1ha、農業用施設 14ha である。畜産主体の農業が展開されている地区であり、飼料畑としての利用が高く、畜舎等の農業施設が多く存在する。今後も畜産を主体とした土地利用を進めるとともに、家畜糞尿の堆肥化による有機性資源の農地還元を基本とした畜産農家と耕種農家の連携を促進することにより合理的な土地利用を進める。

(ツ) 福山佳例川地区(以下「福山C地区」という。)

本地区の田 132.9ha、畑 240.4ha、農業用施設 9.6ha のうち佳例川地区の田については、ほぼ整備が終了した。農業整備基盤の整備が遅れていた比曾木野地区については平成 25 年度までに田 15.7haの整備済みである。今後においても生産基盤の整備を図りつつ農地としての有効利用を推進しながら畜産、露地野菜、施設野菜等の園芸作物の生産団地の育成を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農地のほ場整備率は、平成 23 年度末で田 78.2%、畑 32.7%となっている。今後も農地の集団化、農業経営の合理化等を図るため、各種事業を積極的に導入し、農業基盤の整備を推進する。

(1) 国分A地区

農地の約 97%は田で、水田地帯となっており、稲作を中心に冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。

農業生産基盤の整備状況としては、市街地周辺以南の農地を中心に県営ほ場整備事業、県営かんがい排水事業、海岸保全事業、県営高潮対策事業、農村総合整備事業及び湛水防除事業による区画整理、農道整備、用排水路整備及び堤防整備等の基盤整備が進んでおり、その他農地は、明治、大正時代の耕地整理施行地区である。

今後も、集落基盤整備事業により排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。

(2) 国分B地区

本地区は、茶、露地野菜、施設野菜、果樹及び畜産等が行われている、第1次農業構造改善事業、農免農道整備事業及び県営ふるさと水と土ふれあい事業等の施行地であるが、今後は農道整備を主体として農業生産基盤の整備を図る。

(3) 国分C地区

本地区は、さつまいも、露地野菜、畜産が行われている、農免農道整備事業、小規模土地基盤整備事業、飼料基盤整備事業、県単独農業農村整備事業の施行地である。今後は集落基盤整備事業等により、ほ場整備及び用排水路整備を行うことにより、農業生産基盤の整備を図る。

(4) 溝辺A地区

本地区の水田は有川、竹子、三縄地区の計 82ha が基盤整備済みである。

今後も基盤整備を推進するとともに、用排水路、農道等の整備を年次的に実施し、肉用牛や畑作と組み合わせた複合経営による土地利用を図る。

畑については、県営畑地帯総合土地改良事業十三塚原地区及び県営畑地総合整備事業竹子原地区の完成により、水利用による施設化や、肉用牛、野菜、茶、水稻を組み合わせた複合経営による土地利用を図る。

(5) 溝辺B地区

本地区は典型的な畑作地帯であり、水田に関する関心度も低く、また、水田は台地間の山あいに沿った細長い山間迫田であり、全ての水田が未整備である。今後も基盤整備は進まないものと思われるが、農道、用排水路等の整備を進め、水田の有効利用を図る。

畑は、第1次構造改善事業、県営畑地帯総合土地改良事業十三塚原地区によりほぼ整備済みである。今後は、畑地かんがい事業の水利用による施設野菜、茶、露地野菜を基幹とした農業の規模拡大と土地の有効利用を図る。

(6) 横川A地区

本地区の畑は散在し、一部の基盤整備に留まっているが、水田は、その約70%について基盤整備が完了している。今後は、平成 28 年度以降に中山間地域総合整備事業を活用し、木浦地区、横伏敷地区、小脇地区において水田の基盤整備が計画されており、主要な農用地の基盤整備がほぼ完了することや農業用排水施設及び農道についても随時整備を進めていく計画であるから、

更なる水田の高度利用と気象条件を活かした作物の産地化を推進する。

(7)横川B地区

本地区の水田は、山ノ口、植村、黒葛原地区において集団化され、基盤整備がほぼ完了しているが、その他は小規模な団地が散在している状況で。

畑については集団的農地がなく、基盤整備及び利用展開が難しい状況であるが、水田については、平成28年度以降に中山間地域総合整備事業を活用し、下深川地区、下尾田地区、植村地区において基盤整備が計画されていることから、今後も水田を中心とした農地の適正利用を図っていく。

(8)横川C地区

本地区の水田は、集団的農地が少なく、分散する小規模な団地では、ほぼ基盤整備が完了している。

畑については、小規模な農地が点在し、基盤整備はほとんど進んでいないが、今後も基盤整備が進む見込みが少ないため、水田を中心として整備済み圃場の高度利用を図り、生産条件にあった作物の産地化を図る。

(9)牧園A地区

本地区は、霧島山麓の標高400m以上の範囲に属する台地で、特に大霧地区は標高800mの地域で昭和40年代に開拓パイロット事業により草地開発がなされ、酪農を中心とした畜産経営が主で、標高・温度差を生かした露地野菜や地熱開発の泉熱を利用した施設園芸への取り組みなど地域に即した農業振興を目指している。内野々・高野・坂下地区は標高400mの気候条件を生かした茶団地が形成されており、集落内を広域農道が横断している。

また、北西部の未整備地区については、小規模な団地で難しい状況にはあるが、ほ場への取り付け道路の整備を図りながら茶の生産団地としての形成を推進する。

(10)牧園B地区

本地区の農用地は、標高400m以下の範囲に開けた農村地帯であり、水田については、ほ場整備が順次計画実施されてきており、完了後の一部の地域では裏作として飼料作物の団地化が確立されつつある。今後は中山間地域総合整備事業等補助事業の導入を図りながら整備を推進する。畑については小規模団地で、ほとんど未整備であるため、今後は農道等の整備を重点に推進する。

(11)霧島A地区

水田は、比較的緩傾斜地に分布し、中規模団地が分散している。前田地区等では基盤整備が終了し、整備率の向上がみられたが、未整備地区もある。今後もほ場整備を推進し、また、県単独農業農村整備事業による農道整備及びかんがい排水事業、さらには、ため池等整備(土砂崩壊防止)、農免農道整備事業等を取り入れ、生産基盤の整備を図る。

(12)霧島B地区

水田は、山間の迫田として、細長く形成された小規模な団地が多く分散しており、用水路等の整備が遅れている。各種事業により農道整備が進んだ地区もあるが、畑の基盤整備はほとんど行われていない。今後は中山間地域総合整備事業による用水路や農道整備を行い、基盤整備の推進を図る。

(13) 隼人A地区

本地区の農用地は、標高 220～260mの平坦な畑地帯が中心であり、十三塚原の畑については、県営畑地帯総合土地改良事業が導入され、平成 2 年に通水が完了した。今後、本地域の特性を生かし、酪農・肉用牛を基幹としながら、水利用効果を最大限に発揮した茶や施設園芸等の畑かん営農を確立する。

また、水田については、大部分は嘉例川沿いに点在している。昭和 61 年度に地域農業拠点整備事業、昭和 63 年度には小規模排水特別対策事業を導入して整備を行っており、今後も農道整備・かんがい排水事業等を行い、生産基盤の整備に伴って水田の高度利用を図る。

一方春山台地については、団体営普通農道整備事業で整備がされ、養豚を中心とした畜産農業の振興が図られている。

(14) 隼人B地区

本地区の農用地は、隼人地区の上場台地と下場水田地帯の中間に位置する緩傾斜地帯に広がる樹園地地帯である。石原地区の樹園地については、昭和 54 年度～昭和 57 年度に団体営土地改良総合整備事業を導入し、農道整備・定置配管施設等の生産基盤は確立されている。

一方、朝日地区の樹園地についても、一応生産基盤は確立されているが、樹園地につながる農道の整備を図り省力化を進める。

(15) 隼人C地区

本地区の農用地は、天降川とその支流の霧島川の扇状地に開けた標高 0～50m の平坦な水田地帯が大部分である。さらに細かく分けると、南部・中部・西部・北部に分けられ、南部・北部については、第 1 次農業構造改善事業・団体営土地改良総合整備事業・小規模排水特別対策事業等により整備され、施設園芸等が定着し、大型機械の導入による早期水稻や、米の計画的生産に係る麦作等農地の有効利用が図られている。

また、中部・南部は本町の中心部に位置し、農道及び用排水路等は、県営ほ場整備事業により整備され、今後は認定農業者等担い手への農地の利用集積を推進して農地の高度利用を図る。

(16) 福山A地区

本地区は、果樹園を中心とする急傾斜地帯であり、これまで棚田保全整備事業、県営ふるさと農道整備事業、過疎基幹農道整備事業、樹園地農道整備事業等により整備してきたが、より一層の農道整備を行い作業の省力化を進め、農業生産基盤の整備を図る。

(17) 福山B地区

本地区は福山地区で最も農業生産基盤の整備が進んでいる地区である。福地・福沢地区に展開する農用地では、水稻と畜産を主体とした農業が行われている。ほ場整備・農道整備・排水路整備についてほぼ完了しているが、今後は大型農業機械の導入に伴いほ場区画面積の拡大可能な地区について整備を図る。

(18) 福山C地区

佳例川地区では、水稻と畜産を主体とした農業が行われている。

畑において露地野菜や施設野菜等の園芸も行われている。水田については、整備可能な区域は完了している。畑については農道や排水路の整備を図る。

比曾木野地区では水稻を主体とした農業が行われている。水田・畑について農道整備、用排水路整備、ほ場整備等農業生産基盤の整備を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|-----------|---------------------------------|------------------------------------|-----------|------|------------------------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| ほ場整備 | 曝気装置 1 式 | 溝辺 A-24・25・36・36・37 | 560 | 1 | 水質保全対策事業(H27～H28) |
| | | 溝辺 B-3・8・12・15 | 800 | | |
| ほ場整備 | 区画整理 54ha、用排水路 3,106m、保全 1 式 | 溝辺地区 | 120 | 2 | 集落基盤整備事業(H21～H28) |
| ほ場整備 | 区画整理 60ha、用排水路 2,000m、農道 2,000m | 溝辺・国分・隼人 | 150 | 3 | 集落基盤整備事業(H29～H35) |
| 農道・用排水路整備 | 集落道 2055m、農道 1,200m、用排水路 2,039m | 国分の一部 | 37 | 4 | 集落基盤整備事業(H17～H31) |
| 農道整備 | 農道 1,000m、集落道 800m | 隼人 C-6 | 30 | 5 | 集落基盤整備事業(H30～H35) |
| 総合整備事業 | 用排水路 | 隼人 C-1 | 380 | 6 | 地域用水環境整備事業(H23～H26) |
| 総合整備事業 | 用排水路 | 隼人 C-3 | 318 | 7 | 地域用水環境整備事業(H30～H34) |
| ほ場整備 | 区画整理 20ha、農道 1,060m、用排水路 3,380m | 霧島・牧園 | 180 | 8 | 中山間地域総合整備事業(H20～H29) |
| 総合整備事業 | 生産基盤一式、環境基盤一式 | 福山地区 | 61 | 9 | 中山間地域総合整備事業(H22～H28) |
| 総合整備事業 | 生産基盤一式、環境基盤一式 | 横川地区 | 80 | 10 | 中山間地域総合整備事業(H28～H33) |
| 用排水路整備 | 用排水ポンプ 3 基、送水管 800m | 溝辺 A-7・8・9・10 | 112 | 11 | 水利施設整備事業(基幹水利施設整備型)(H29～H30) |
| 土壌改良 | 用水路工 9,085m、土層改良 31ha、散水施設 79ha | 溝辺 A-24・25・36・36・37、溝辺 B-3・8・12・15 | 800 | 12 | 農地整備事業(畑地帯担い手支援)(H18～H25) |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域における森林原野は 31,319ha であり、67.1%を占めている。今後は農道、林道及び作業路等の整備事業を通じて農林業一体となった地域林業の振興を図る。

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本地域の農用地は、田 2,995.8ha、畑 2,864.7ha、樹園地 1,068.1ha、採草放牧地 253.7ha、計 7,182.2ha となっており、そのうち 5,054.8ha が農用地区域内の農用地となっている。

農業の振興を図るために必要不可欠である農用地等の保全については、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に進めていく。農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来的な見通し等を考慮し、資源の合理的な利用の見地から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意する。

農業の近代化のために必要な条件を備えた農業地域を保全し形成するため、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進していく。

2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|------------|--------------------------------|---------|-----------|------|----------------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 農用地等保全施設整備 | 用排水路 1,920m | 隼人 C-1 | 380 | 1 | 農村地域防災減災事業 (H20～H25) |
| 農用地等保全施設整備 | 用排水路 2,000m | 福山 B-1 | 70 | 2 | 農村地域防災減災事業 (H21～H25) |
| 防災施設整備 | 頭首工 1 式 | 福山 C-6 | 8 | 3 | 農村地域防災減災事業 (H23～H26) |
| 防災施設整備 | 頭首工 1 式、護岸工 40m | 霧島 A-1 | 2 | 4 | 農村地域防災減災事業 (H24～H27) |
| 防災施設整備 | 頭首工 1 式 | 牧園 A-1 | 4 | 5 | 農村地域防災減災事業 (H24～H27) |
| 防災施設整備 | 用排水路 2,500m、土留工 1 式、土砂崩壊防止 3ha | 霧島 B | 50 | 6 | 農村地域防災減災事業 (H28～H32) |
| 防災施設整備 | 頭首工 1 式 | 横川 B | 30 | 7 | 農村地域防災減災事業 (H28～H30) |
| 農用地等保全施設整備 | 用排水路 500m | 霧島 A-1 | 30 | 8 | 農村地域防災減災事業 (H29～H31) |
| 防災施設整備 | 頭首工 1 式 | 横川 B | 7 | 9 | 農村地域防災減災事業 (H29～H31) |
| 農用地等保全施設整備 | 排水路 10,000m、農道 800m | 隼人 A-20 | 29 | 10 | 農村地域防災減災事業 (H29～H35) |
| 防災施設整備 | 頭首工 1 式 | 牧園 B-1 | 5 | 11 | 農村地域防災減災事業 (H30～H34) |
| 防災施設整備 | 用排水路 220m | 横川 B | 6 | 12 | 農村地域防災減災事業 (H30～H32) |
| 防災施設整備 | 頭首工撤去 1 式、橋梁改修 1 式 | 霧島 B-1 | 1 | 13 | 農村地域防災減災事業 (H25～H26) |
| 農用地等保全施設整備 | 用排水路 840m | 牧園 A-1 | 12 | 14 | 農村地域防災減災事業 (H26～H28) |

| | | | | | |
|--------|---------------------------|------------|-----|----|---------------------------|
| 防災施設整備 | 頭首工 1 式 | 霧島 A-1 | 3 | 15 | 農村地域防災減災事業 (H27～H29) |
| 防災施設整備 | ため池浚渫 8,000m ³ | 溝辺 A-12 | 7 | 16 | 農村地域防災減災事業 (H28～H28) |
| 防災施設整備 | ため池浚渫 4,000m ³ | 溝辺 A-5 | 8 | 17 | 農村地域防災減災事業 (H29～H29) |
| 防災施設整備 | 擁壁 30m、土砂崩壊防止 1 式 | 福山 C-1 | 3 | 18 | 農村地域防災減災事業 (H30～H31) |
| 防災施設整備 | 消波工 L=1,172m、内堤工 L=455m | 隼人 C-29 | 80 | 19 | 県営海岸保全施設(高潮対策)事業(H9～H27) |
| 防災施設整備 | 消波工 L=1,495m、内堤工 L=1,290m | 隼人 C-26 | 175 | 20 | 県営海岸保全施設(高潮対策)事業(H16～H25) |
| 防災施設整備 | 樋門改修 一式 | 国分 A-3・4・5 | | 21 | 海岸堤防等老朽対策緊急事業(H27～H29) |

3 農用地等の保全のための活動

本地域においては、農業者の高齢化等による耕作放棄や管理不十分な農用地が増加傾向にある。特に、中山間地域における土地基盤整備事業等の行われていない農用地に関してはその傾向が顕著である。

そのため、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金制度、鳥獣被害対策事業を活用し、当該農業振興地域内の農用地の保全を図る。

4 森林の整備その他の林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本地域の農業構造については、九州自動車道や鹿児島空港等の高速交通網の発達、更には、国分隼人テクノポリス地域の指定により大手企業等が数多く進出したことで人口の増大が著しく、混住化が進むと同時に、就業の場が出現したことで兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したものの、近年このような兼業農家も含め高齢化が進み、農業の担い手不足が一層深刻化している。

また、農地に対する資産的保有意識が強く、規模拡大志向農家への農地の流動化は発展しにくい状況にあったが、近年兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まりつつある。

一方、中山間地域等においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積に支障を及ぼすばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな影響を与えるおそれがある。

このような地域の農業構造の現状と見通しの下に、農業をやりがいのある職業として選択できるよう、将来(概ね 10 年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、霧島市及び周辺の市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、担い手や新規就農者、農業への参入を希望する企業等も含めた意欲ある多様な農業者が、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり 370 万円程度、個別経営体あたり 480 万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり 2,000 時間程度)の水準を維持できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

| | 営農類型 | 目標規模 | 作目構成 | | 戸数 (経営体数) | 流動化 目的面積 |
|-------|--------|-----------|----------|--------|--------------|-------------|
| 家族経営 | 野菜専作型 | 3.3 ha | 春だいこん | 0.4 ha | 戸 | ha |
| | | | 夏だいこん | 0.4 ha | | |
| | | | 秋だいこん | 1.0 ha | | |
| | | | トンネルだいこん | 1.5 ha | | |
| | | 0.4 ha | イチゴ | 0.4 ha | | |
| | | 1.3 ha | ハウスにがうり | 0.2 ha | | |
| | 露地にがうり | | 0.1 ha | | | |
| | 3.3 ha | 夏まき白ネギ | 0.5 ha | | | |
| | | 春まき白ネギ | 0.5 ha | | | |
| | 茶専作型 | 6.0 ha | ハウスにがうり | 0.2 ha | | |
| 里いも | | | 1.1 ha | | | |
| 果樹専作型 | 0.9 ha | 新ごぼう | 2.0 ha | | | |
| | | 茶園 | 6.0 ha | | | |
| | | 荒茶加工 | 6.0 ha | | | |
| | | ナシ(豊水) | 0.2 ha | | | |
| | | ナシ(新高) | 0.2 ha | | | |
| | | ブドウ(巨峰) | 0.1 ha | | | |
| | | ブドウ(ピオーネ) | 0.4 ha | | | |

| | 営農類型 | 目標規模 | 作目構成 | | 戸数 (経営体数) | 流動化 目的面積 |
|-------|-------|---------------|------------------|------------------------|--------------|-------------|
| 家族経営 | 花き専作型 | 1.0 | 夏秋スプレーギク 8月出し | 0.6 ha | 400 | 500 |
| | | | 秋スプレーギク 11月出し | 0.4 ha | | |
| | 生産牛専門 | 4.0 | オリエンタルユリ 3月出し | 0.3 ha | | |
| | | | 6月出し | 0.2 ha | | |
| | | | 12月出し | 0.3 ha | | |
| | 肥育牛専門 | 0.2 | 生産牛 飼料作物 | 55 頭 8.0 ha | | |
| | 肉用牛一貫 | 2.5 | 肥育牛 | 210 頭 | | |
| | | | 飼料作物 | 0.2 ha | | |
| | 酪農 | 8.5 | 生産牛 飼料作物 | 30 頭 37 頭 5.0 ha | | |
| 養豚一貫 | — | 常時経産牛 飼料作物 | 40 頭 17.0 ha | | | |
| 水稲複合型 | 11.7 | 種雌豚 | 70 頭 | | | |
| 野菜複合型 | 7.3 | 普通期水稲 | 11.0 ha | | | |
| | | 露地ごぼう | 0.7 ha | | | |
| | 5.2 | 促成トマト | 0.3 ha | | | |
| 普通期水稲 | | 7.0 ha | | | | |
| 茶専作 | 15.0 | 夏まきキャベツ | 2.0 ha | | | |
| | | 秋まきキャベツ | 2.0 ha | | | |
| 水稲専作型 | 31.0 | 生産牛 | 12 頭 | | | |
| | | 飼料作物 | 1.2 ha | | | |
| 法人経営 | 15.0 | 普通期水稲 | 31 ha | | | |
| | | 茶園 荒茶加工 | 15 ha 15 ha | | | |

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域は、あいら農業協同組合、霧島市農業委員会(以下「農業委員会」という。)、始良・伊佐地域振興局等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、霧島市担い手育成総合支援協議会と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

本市は、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として「霧島市担い手育成総合支援協議会」を設置し、認定農業者または今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び各種研修会の開催を行う。また、協議会と連携した農業経営改善支援活動として巡回支援チームを編成し、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業や将来の方向について選択・判断を行えるよう誘導する。

(2) 農用地の流動化対策

ア 利用権設定等促進事業

基盤整備完了区域及び今後ほ場整備事業が実施可能な区域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を生かし、当事業を重点的に実施する。また担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう全市的な土地利用調整に努める。

イ 農地保有合理化事業

県下一円を区域として、農地保有合理化事業を行う公益法人鹿児島県地域振興公社との連携の下に普及啓発活動等を行うことにより、同公社が行う事業の実施を促進する。また、市・農業委員会、及び農協は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、情報提供や事業の協力を行う。

ウ 農用地利用改善事業

中山間地域等においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の設立を進めるとともにその活動を活発化し、担い手不足の中で多く見られる耕作放棄地の解消に努める。

(3) 農作業の受委託及び共同化対策

農地、農業用機械、施設及び労働力を効率的に活用する「地域営農の仕組みづくり」を推進することで、農村の健全な発展と農地の有効活用など望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

(4) 農業生産組織の活動促進対策

育苗、収穫及び出荷作業の共同化等による地域全体の労働力調整や土地利用調整による経営拡充を図るとともに、作柄の安定化による品質向上、出荷規格の高位平準化及び農産物の高付加価値化を図り、産地としての市場評価を高めることにより農業生産組織の経営安定を図る。

(5) 地力の維持増進対策

地力の維持増進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携により良質堆肥の安定供給を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域上場地域は夏場における冷涼な気象条件を生かした夏秋露地野菜などの畑作と水稲、茶及び畜産を主体とした農業生産が行われており、下場地域は水稲中心に温暖な気候を生かした温州みかんや施設園芸等を基幹に多種多様な農業が営まれ、それらの作目の地域特性に応じて近代化施設の整備をし、農業振興を図ってきた。

今後、既存施設の有効利用と適正な運営管理を行うとともに、農家の意向等を踏まえ各種補助事業の導入による近代化施設の整備を図ることにより、作業の効率化及び生産技術の高度化による農産物等の生産性・品質の向上を図っていく。

(1)水稲

本地域における水稲生産の多くは自家用米であることから、収益面から個々の生産者による近代化施設整備は難しいと思われる。一方、地域の高齢化に伴い、農用地の荒廃が進むことが懸念されることから担い手農家を中心とした生産組織や集落営農組織が必要であり、今後はその組織の編成と規模に適した農業機械の共同利用を図る。

(2)野菜

下場地域では温暖な気候条件を生かし、冬春トマト、ごぼう、いちご等の施設野菜や根深ねぎ、軟弱野菜等の露地野菜の生産が盛んである。今後は農作業の効率化、生産技術の向上及び農産物の高品質化を図るため、土づくりや病虫害防除の徹底による品質の向上と単収の増大を図るとともに、優良品種の導入と品種の統一を図り共販率の向上を推進する。また、地域に応じた集出荷施設や貯蔵施設の整備、市場を核とした流通の拡充を進め流通の合理化を図る。

上場地域では冬キャベツ、秋冬だいこん等の露地野菜を中心に取り組まれており、県内でも有数の産地となっている。近年、農家の高齢化が進み、根深ねぎ等の軽量野菜や施設野菜(いちご)等も栽培されるようになった。今後は、新規作目の導入も含め、施設野菜、既存野菜の栽培技術の普及・確立と拡大を図るとともに、堆肥施用による土づくりに努め、生産物の品質向上、単収向上及び安定出荷を推進し産地確立を図る。そのためハウス施設の導入や作目の集団化、一元集荷体制の確立を図るとともに、集出荷施設の機能拡充強化、選別、検査体制等についても改善・整備を図る。また、機械化の推進とともに、機械の共同利用や農作業の受委託等省力化、コスト低減を図りながら、収益性の高い営農を積極的に推進する。

(3)果樹

上場地域では、ぶどう・なしの落葉果樹栽培が行われており、ぶどう・なし狩りや直売による観光農業としての産地評価を受けている。今後は、需要動向を見極めながら、優良品種への転換を進め、気象災害の回避を前提として栽培技術の向上をはかり、産地化を推進する。

上場地域と下場地域の間位置する傾斜地域では、温州みかんや小みかんなどの柑橘栽培が行われている。今後は、担い手へ園地の集積を進め、園地改造によるコスト削減、産地化を推進する。

(4)花き

夏場の露地ぎくや、バラ、ユリ等の施設栽培が行われている。今後は、消費者ニーズに対応した花づくりを進めるために、露地栽培の施設化等も検討しながら生産拡大を図り、本地域だけでなく周辺地域との組織編成を検討し、組織活動の充実を図る。

(5)茶

霧島山麓の冷涼な気象条件を生かし、消費者ニーズに即応した安全でクリーンな良質茶を安定生産することによる産地銘柄の確立を目指し、防霜施設の設置、大型兼用管理機の導入、近代的製茶工場の整備を進め、生産の省力化、良質化、安定化を一層図るとともに、肥培管理の徹底及び環境に配慮した計画的施肥、土づくりを推進する。

(6)肉用牛

肉用牛については、後継者が確保されているものの、農家の高齢化、環境保全対策等抱える問題も多い。今後は、高齢化にも対応できるような地域組織での粗飼料生産への取組強化、環境・衛生の保全及び規模拡大のための牛舎等の施設整備、飼養管理技術向上による優良子牛の生産等によって生産組織の強化や経営規模の拡大・合理化を図る。

(7)酪農

飼料畑の整備とともに、牛舎の移転・新增設を図り、自給粗飼料の増産・確保に努め、飼育管理技術の改善や優良素牛の導入による乳質の向上を図り、経営規模拡大と合理化による安定的な酪農経営を展開する。

2 農業近代化施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 受益の範囲 | | | 利用組織 | 対図番号 | 備考 |
|---------|-----------------|------------------|------------|--------|--------|------|----|
| | | 受益地区 | 受益面積 | 受益戸数 | | | |
| 栽培管理機械 | 溝辺町麓 摘採機1台 | 溝辺 B-14 (麓) | ha 30.0 | 戸 1 | 茶生産法人 | 1 | |
| 栽培管理機械 | 溝辺町麓 摘採機1台 | 溝辺 B-15 (麓) | 7.5 | 3 | 茶生産者組織 | 2 | |
| 貯蔵施設 | 国分郡田 堆肥舎1棟 | 国分 B-3 (郡田) | 5.7 | 3 | 茶生産者組織 | 3 | |
| 集出荷貯蔵施設 | 隼人町西光寺 予冷庫1棟 | 隼人 A-20 (西光寺) | 25.8 | 107 | 農業協同組合 | 4 | |
| 栽培管理施設 | 牧園町上中津川 乾燥施設 | 牧園 B-1 (上中津川) | 13 | 1 | 農事組合法人 | 5 | |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者確保に向けての支援措置としては、霧島市農業後継者等育成支援事業を活用した地元農業者のもとでの研修や各種補助事業を用いたビニールハウス等の農業用施設設置に係る経費の補助を行ってきたが、近年の農家の高齢化や担い手・後継者不足による農地の荒廃化防止が喫緊の課題として浮上してきたことから、新規就農研修も含めた農作業受委託や農地流動化を一体的に行う農業公社の設立に向けた協議を行うこととする。

2 農業就業者育成確保施設整備計画

| 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の対象者 | 対図番号 | 備考 |
|--------|----------|--------|--------|------|----|
| 就農支援施設 | 農作業研修施設等 | 未定 | 農業従事者 | — | — |

3 農業を担うべき者のための支援の活動

- (1) 農業従事者の高齢化や基幹的農業従事者の減少が進む中、将来にわたって本市の農業を担う経営体の育成が重要かつ緊急の課題となっていることから、各地域の農作業体系の核となる認定農業者や中核的農家の育成に努める。また、現在実施している「人・農地プラン」等を活用し、農地の貸し手と借り手に関する情報の一元管理により当該農家への農地集積を積極的に推進するとともに、共同利用型機械施設の整備を進め、制度資金の利子補給を行う。
- (2) 認定農業者の組織の統一を図り、自主的な研修活動や交流会等を促進し、認定農業者の効率的かつ効果的な経営改善のための支援を行う。
- (3) 新規就農の促進や定着化を図るとともに、優れた農業後継者を育成し、市農業の振興に寄与することを目的に、1年から2年の期間優良農家への実務研修を要件として、霧島市農業後継者等育成就農支援助成金を交付する。
- (4) 新規就農者に対し、制度資金の利子補給、公共機関における研修終了後の支援を行い、農業技術や知識を習得するのに必要な施策を講じる。
- (5) 新規就農を志す者に対し、農業に参入しやすいよう情報提供を行う。
- (6) 家族経営における女性や青年農業者及び高齢者についても、果たす役割は重要であるため、家族経営協定の推進等の支援を講ずるとともに、地域における高齢農業者の役割を見直し、その有する技術や技能を生かして生きがいのある農業に関する活動が行えるよう支援を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者の他産業就業者のうち、出稼ぎ、日雇・臨時雇用の不安定形態での就業者が全体で 10.9% (平成 22 年現在) を占めている。これらの兼業農家従事者の安定的な就業を図るため、市内に九州自動車道インターや鹿児島空港を有するという優位性を活かし、工業団地へ先端技術型企業、研究開発型企業及び卸売業等の企業を積極的に誘致し、農業担い手の確保・育成に十分配慮し工業への就業を希望する農業従事者の就業を促進するほか、地産地消の取り組みを推進し、農産物の販路の拡大とともに加工品づくりや販売における雇用創出を実現する。

| I | 市 内 | | | 市 外 | | | 合 計 | | |
|-----------|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|-------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 恒 常 的 勤 務 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,889 |
| 自 営 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | 447 |
| 出 稼 ぎ | — | — | — | — | — | — | — | — | 4 |
| 日 雇・臨 時 雇 | — | — | — | — | — | — | — | — | 283 |
| 総 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | 2,623 |

資料:2005 年農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農工法等に基づく計画の達成を図るための対策

本市には横川、久留味川、溝辺・隼人、野口、上野原の 5 つの農工法等に基づく工業団地があり、21 社が立地し、約 3200 人が雇用されている。

今後は工業への就業を希望する農業従事者の能力に応じた就業促進を公共職業安定所等関係機関一体となり推進する。

(2) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

観光と農業、商工業が一体となり、豊かな自然環境等を生かした観光施設等の導入を積極的に促進し、若者の定住と地域の活性化を図るため、地域の特性や自然環境に合った企業の誘致に努める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業経営の改善・合理化のため、林道・作業道等生産基盤の整備、林業機械化の推進、造林保有作業の共同化、集落ぐるみの除間伐を推進するとともに、森林組合との連携を強化し、地域資源である林産物の有効利用を図り、就業機会の拡大確保を関係機関と一体となって進める。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

人口の増加や都市化の進展により、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化している。また近年、農村集落の混住化が進み、地域住民の意識や生活様式が多様化し、地域における連帯感が薄れつつあることから、農村社会の生活環境をどのように整備するかが課題であり、農家・非農家を問わず自主的な地域共同活動計画と振興計画を策定し、各種行事等を通じ意識の高揚と連帯感の向上を図っていくことが必要である。

このため、集落での活動を強化するとともに、集落の安全性・利便性の向上を図るため、防災・防犯・交通安全施設等の諸施設の整備、集落内生活道路の改良補修等を推進する。

(1)安全性

産業・経済の発展に伴い、火災はますます複雑化・多様化・大型化していくことが予想されるため、消防装備の近代化、施設整備の拡充を推進するとともに、消防職員及び消防団員の資質向上に努め、消防力の強化を図る。また、住民の自主防災意識を高め、地域や職場における防災組織の育成を図る。

市地域防災計画、水防計画に基づき、危険箇所を的確に把握し、関係機関との緊密な連携のもとに防災体制の強化を図るとともに、開発行為に対する事前指導強化を図る。急傾斜地が多くシラス土壌の地域等では、がけ崩れ、地すべり等大きな災害が発生する恐れがあるため、災害に備え危険地域への必要な施設整備、防災訓練の実施、緊急伝達体制の確立など防災体制の整備に努めるとともに災害を未然にあるいは最小限に食い止めるために、治山・砂防・農地保全などの事業を計画的に推進する。

犯罪のない安全な社会の実現のため、家庭、学校、警察署及び地域社会と連携を保ちながら、青少年健全育成等の啓発活動の充実を図り、防犯意識の啓発・高揚に努める。

また、歩行者や自転車利用者を保護するため、歩道・車道の分離を進め、ガードレール等の交通安全施設の整備を推進するとともに、スクールゾーン・生活ゾーンにおける安全の確保を図るため、生活道路の整備を推進する。

(2)保健性

ごみ処理については、資源の再利用、ごみの減量化、分別収集の徹底を図るとともに、自治会等が設置するごみステーションの整備を支援する。し尿・排水処理については、し尿処理施設の整備及び下水道事業の推進を図るとともに、河川の整備を推進することにより、処理能力の抜本的な解決を図る。

市街化が著しく進展している地域や優良農地の多い市街地の周辺については排水路及び内水排除施設の整備を推進する。農村部においては側溝や排水路の未整備地区があり、河川汚濁など環境衛生上問題があることから、小型合併処理浄化層設置事業等を導入し生活環境の改善を図る。

また家畜などによる臭気や騒音及び水質汚染などの防止指導強化に努め、家畜糞尿及び農業用廃プラスチックなどの産業廃棄物についても適正処理対策を進める。

(3)利便性

産業・経済・文化の発展と都市機能の充実を図るため、国・県道等の主要幹線道路を整備することにより周辺都市との広域的な道路体系を確立するとともに、市民の日常生活に密着した生活道路の整備を促進する。

また、高度情報化社会に対応するため集落内の情報提供網の整備充実を図り、都市部と農村部のIT格差等を解消するための情報基盤の整備を促進する。

(4) 快適性

公園・緑地は市民生活にうるおいとやすらぎを与えるとともに、災害時の避難・救援活動の場としても重要な役割を果たしている。今後は、全市民にレクリエーションと憩いの場を提供するため公園整備を図る。

老人福祉施設については、既存の軽費老人ホームの整備充実、民間による特別養護老人ホームの整備拡充を図る。託児については、核家族化や女性の社会進出に対応していくため、保育所の適正配置や適正な保育時間の検討、障害児保育の充実など保護者の立場に立った保育体制の確立を図る。

(5) 文化性

明るく楽しい地域社会を築くため、コミュニティスポーツの振興を図り、より身近なスポーツ活動の場として、地域の運動広場の整備を図る。また、連帯感に満ちた人間性豊かな心を育てるために、社会教育指導体制を充実し、市民の生涯の各時期に適応した学習講座の開講や機器による教育方法の改善、社会教育施設・設備の充実を図り、生涯学習を総合的に推進する。

本市では毎年「霧島国際音楽祭」が開催され、国際的な音楽家を教授陣に迎えて若いアーティストへの教育の場としてトップクラスの演奏会が期間中数多く開かれる。この音楽祭に地元農業女性を含むボランティアが数多く活躍し、ビュッフェパーティー等で加工技術を生かした農山加工品を出品し来場者や演奏家を喜ばせている。このような地域に根付いた文化的活動に対する支援を行っていく。

豊かな歴史や文化財について市民の理解を深めるため、実情に即した適切な文化財の保存・活用に努める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では、農業と併せて林業を経営している農家林家が多く、林業の諸施策との調整を図りながら総合的な生活環境づくりに努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

別 添

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1 土地利用計画図 | (附図1号) |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図 | (附図2号) |
| 3 農用地等保全整備・ 農業近代化施設整備計画図 | (附図3号) |